

法令 No.6	行為基準
---------	------

第 54 回 (2009 年)

問 16 次の記述のうち、密封されていない放射性同位元素の使用をする場合における使用の基準として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を取扱う場合にあっては、放射性同位元素の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせること。
- B 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに作業室から退出しないこと。
- C 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染を検査し、かつ、その汚染を除去すること。
- D 放射性同位元素によって汚染された物で、当該物に含まれる放射性同位元素の濃度が文部科学大臣の定める濃度を超過しているものは、管理区域から持ち出さないこと。
- 1 A と B 2 A と C ③ B と C 4 B と D 5 C と D

表面密度

問 17 次の記述のうち、密封されていない放射性同位元素を保管する場合における保管の基準として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵施設のうち放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
- B 放射性同位元素の保管は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱において行うこと。
- C 放射性同位元素を保管するときは、予想される温度及び内圧の変化により、き裂、破損等の生じるおそれのない容器に入れること。
- D 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合には、貯蔵施設内の人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度は、空气中濃度限度を超えないようにすること。
- 1 ABC のみ ② ABD のみ 3 ACD のみ 4 BCD のみ 5 ABCD すべて

運搬

問 18 L 型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、A 型輸送物に係る技術上の基準においても適用されるものとして、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」の表示を有していること。ただし、文部科学大臣の定める場合は、この限りでない。 L 型のみ
- B 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。
- C 表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣の定める密度を超えないこと。
- D 表面における 1 センチメートル線量当量率の最大値が ~~5 マイクロシーベルト~~ 毎時を超えないこと。
- 1 A と B 2 A と C ③ B と C 4 B と D 5 C と D 2mSv/h